

第26期

定時株主総会 招集ご通知

日時 2026年6月29日(月曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 札幌市中央区北2条西1丁目1-1
ニューオータニイン札幌 2階 鶴の間

決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役4名選任の件

※ ご出席の株主の皆様へのお土産の用意はございません。



経営理念

創業者精神を持って
空気、水、そして地球にかかわる
事業の創造と発展に、英知を結集する

サステナブルビジョン

2050年 エア・ウォーターグループの目指す姿
地球、社会との共生により循環型社会を実現する

- 地球環境および社会の変化に対応し、経済価値と社会価値を持続的に提供する
- 企業活動を通じて資源循環型社会を実現し、環境負荷をゼロ、さらに地球環境を再生する
- 地域社会、顧客から選ばれ続け、働く人々のWell-beingを実現する

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに、第26期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

このたびは当社グループにおいて不適切な会計処理が判明し、株主の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

本事案の根源は、業績目標の達成を最優先する企業風土にあり、社会の公器たる企業としての自覚が劣後していたことにあります。こうした状況のもと、現場に過度な業績プレッシャーが生じるとともに、ガバナンスや経営管理基盤、内部統制の不備も重なり、「立ち止まる」「異を唱える」「正す」ことができなかったことが、不適切な会計処理を招いたと捉えています。

当社グループはこの反省に立ち、再発防止策の中でも「企業風土改革」を最重要課題と位置づけております。コンプライアンスを最も重要な価値とする文化へと抜本的に転換することで、健全で風通しがよく、「正しい行動」を促す企業風土の確立に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの再生に向けた取組みに格別のご理解を賜りますとともに、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。



2026年6月

代表取締役社長・CEO兼COO

松林良祐

株 主 各 位

証券コード：4088
(発送日) 2026年6月12日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月5日

大阪市北区大深町5番54号
グラングリーン大阪南館パークタワー 13階

エアウォータ株式会社

代表取締役社長 松林 良祐

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際して、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）は電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しております。

● 当社ウェブサイト

<https://www.awi.co.jp/ja/ir/stock/investor.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

● 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスしていただき、当社名または証券コード「4088」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類 / PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」よりご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、7頁から8頁のご案内に従って、**2026年6月26日（金曜日）午後5時40分まで**に議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。



敬 具

記

① 日 時 2026年6月29日(月曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)

② 場 所 札幌市中央区北2条西1丁目1-1
ニューオータニイン札幌 2階 鶴の間

③ 目的事項

【報告事項】

1. 当社グループにおける不適切会計事案に関する報告の件
2. 第26期(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
3. 第26期(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 計算書類報告の件

※報告事項2.および3.の取扱いについては、5頁の「第26期定時株主総会の継続会の開催について」をご参照ください。

【決議事項】

- 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役4名選任の件

以 上

●電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、株主様へご送付している書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・事業報告の会社の新株予約権等に関する事項、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ・連結計算書類の連結持分変動計算書、連結注記表
- ・計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトはその旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。

なお、報告事項2.および3.の電子提供措置事項にかかる取扱いについては、5頁の「第26期定時株主総会の継続会の開催について」をご参照ください。

第26期定時株主総会の継続会の開催について

当社は、2026年6月29日開催予定の第26期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項である「第26期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」および「第26期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件」（以下、併せて「本報告事項」といいます。）について、本総会において株主の皆様にご報告する予定でした。

しかしながら、2026年4月3日付「特別調査委員会による調査報告書の公表に関するお知らせ」等でお知らせしておりますとおり、当社および当社グループ内の複数の子会社において不適切な会計処理が判明したことにより、当期の決算手続および会計監査人による監査手続等が現時点で完了に至っておらず、本総会において本報告事項をご報告することができない状況となりました。

つきましては、別途本総会の継続会（以下「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会において本報告事項を報告させていただくとともに、本継続会の日時および場所の決定を取締役会にご一任願うこと（以下「本提案」といいます。）に関しまして、本総会当日において株主の皆様にお諮りする予定でございます。

本総会において本提案をご承認いただきましたのちに、当社は本継続会の開催ご通知を株主の皆様へ別途ご送付し、本継続会を開催させていただく所存であります。

なお、本継続会は本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

株主の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを、心よりお詫び申し上げます。

以 上

議決権行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

当日ご出席されない場合

インターネット等によるご行使

QRコード®の読み取りによる ご行使



同封の議決権行使書用紙のQRコードをスマートフォン又はタブレット端末等で読み取ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



●詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2026年6月26日（金曜日）
午後5時40分受付分まで

「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」入力によるご行使



パソコン、スマートフォン等から、次のいずれかのウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

- 1 株主総会ポータル®▶
<https://www.soukai-portal.net>
- 2 議決権行使ウェブサイト▶
<https://www.web54.net>

●詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2026年6月26日（金曜日）
午後5時40分受付分まで

書面によるご行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示いただき、行使期限までに到達するようご返送ください。議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月26日（金曜日）
午後5時40分到着分まで

当日ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）なお、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます。）ので、ご注意ください。

株主総会開催日時

2026年6月29日（月曜日）
午前10時

●インターネット等による議決権行使についての注意事項

- ・書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。
- ・インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。
- ・インターネット等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。
- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金およびプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申し込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社I C Jが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。



QRコード®の読み取りによるご行使

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「株主総会ポータルサイトログイン用QRコード」を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



! 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

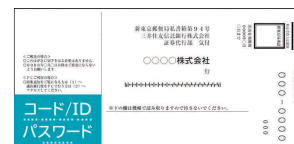


「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」入力によるご行使

次のいずれかのURLにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力ください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータル® ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>



事前質問受付のご案内

受付期限

2026年6月19日(金曜日)午後5時40分受付分まで

本株主総会においては、株主総会ポータル®を通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータル®にアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※株主様一人につき、ご質問は2問までとさせていただきます。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

※本株主総会で取り上げることに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。



- インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎ 0120(652)031 (受付時間9:00~21:00)

当社グループにおける不適切会計事案に関する報告

当社は、2025年7月に、連結子会社において在庫を巡る不適切な会計処理（損失の先送り）を自主点検により発見いたしました。その後、社内調査を進める中で、同年9月に複数の連結子会社および当社の事業部門でも在庫や貯蔵品等で不適切な会計処理を発見し、会計監査人による監査の実施過程でもこれらの会計処理に対し指摘を受けました。

2025年10月に、独立した外部専門家からなる特別調査委員会を、同年11月に外部専門家を交えた経営改革委員会をそれぞれ設置し、当社グループ全体を対象にした調査と経営体制の一部見直しを実施いたしました。2026年4月3日付で公表した「特別調査委員会による調査報告書の公表に関するお知らせ」のとおり、特別調査委員会による調査の結果、2019年度から2025年度上半期までの期間において、当社グループにおいて不適切な会計処理が行われていた事に加え、その一部に経営トップやマネジメント層の関与が認められました。また、本件を受け、当社は2026年5月1日付で東京証券取引所より特別注意銘柄に指定されております。現在、改善計画の策定を進めており、原則として指定から1年経過後に、内部管理体制の整備・運用状況について審査が行われ、改善状況に応じて指定の解除または継続が判断されます。

関係者の処分につきましては、現任の取締役および監査役に対し、月額報酬の全部または一部を自主返上する措置を実施しております。また、本事案に関与した当社グループの役職員に対しても厳正な処分を行いました。なお、前代表取締役会長、前取締役副社長につきましては、辞任しております。

当社は調査報告書に示された原因分析および提言を真摯に受け止め、経営の最優先課題として再発防止策を不退転の決意をもって実行し、社会的信頼の回復に向け、当社グループを挙げて取り組んでまいります。

1. 特別調査委員会による調査概要

特別調査委員会は、不適切な会計処理に関する事実関係の解明、類似事象の有無およびグループ全体への波及状況の確認、財務影響額の算定、原因分析ならびに再発防止策に関する提言等を目的として調査を実施しました。調査は、関係者へのヒアリング、資料の精査、デジタル・フォレンジック等の手法により行われ、当社は、2026年3月31日に同委員会から調査報告書を受領しました。

2. 調査により判明した主な内容

調査の結果、当社および複数のグループ会社で、在庫の過大計上（実在性のない在庫の計上を含む）、資産評価損や在庫差異等に係る損失処理の先送り、売上の先行計上・過大計上等、複数の不適切な会計処理が確認されました。

3. 原因分析

業績目標の達成を最優先する企業文化やトップダウン型の意思決定、経理・管理機能や内部統制の未整備、会計リテラシーや上場企業グループとしての意識の不足といった複数の要因*が重なり、結果として、長期間にわたり不適切な会計処理が看過されやすい環境が形成されておりました。

※不適切な会計処理が発生した複数の要因

- (1) 業績目標の達成を最優先する企業風土の下、現場に過度な業績プレッシャーが生じ、意見や問題意識を率直に表明しにくい状況があったこと
- (2) 成長戦略やM&Aの進展に対し、管理体制やルールの整備が十分に追いついていなかったこと
- (3) 経営トップおよびマネジメント層による会計処理への関与のあり方や、内部統制の実効性に課題があったこと
- (4) 不適切な処理が業務フロー上、是正されにくい構造となっていたこと
- (5) 会計やコンプライアンスに関する知識・意識（会計リテラシー）や、上場企業グループとして求められる自覚・理解が十分に共有されていなかったこと
- (6) 管理部門・内部監査部門によるモニタリング機能や、取締役会・監査役会による監督機能が十分に機能していなかったこと
- (7) 財務報告責任の認識・体制上の問題があったこと

4. 再発防止策

上記の原因分析を踏まえ、「企業風土改革」「ガバナンス改革」「経営管理基盤、内部統制の再構築」「全社戦略の見直し（事業ポートフォリオの見直し）」の4項目を柱とする再発防止策を策定しました。

「企業風土改革」では不適切会計の根絶に向け、「正しい行動」を最優先とし、コンプライアンスを最重要価値とする企業風土への改革を進めてまいります。経営トップ自らが改革への覚悟を明確に示し、従業員との直接対話を通じてコンプライアンス最重視の考え方をグループ全体に浸透をさせ、現場実態を踏まえた目標設定へ見直してまいります。併せて、心理的安全性の確保、内部通報制度の実効性向上、役職員に対する企業倫理・会計教育を強化してまいります。

「ガバナンス改革」では、監督・牽制を重視し、取締役会の監督機能および、監査役会の監査機能を強化することでガバナンスの強化を進めてまいります。なお、2026年1月には取締役会における審議の透明性を高めるため、社外取締役が取締役会議長に就任しています。また、2026年4月には、取締役候補者の指名に係るプロセスの公正性・客観性を一層高める観点から、指名・報酬委員会は社外役員のためのメンバー構成に変更しています。

「経営管理基盤、内部統制の再構築」では、急速な事業拡大で顕在化した管理・牽制機能の課題を踏まえ、拡大したグループを適切に管理できる体制強化に取り組んでおります。2026年3月に経理・財務統括責任者を選任し、業務プロセスや子会社管理の検証・モニタリングを通じて、早期是正につなげてまいります。

「全社戦略の見直し（事業ポートフォリオの見直し）」では、コアコンピタンスを再定義し、コア事業へのリソース集中と、非コア事業の再編を推進してまいります。

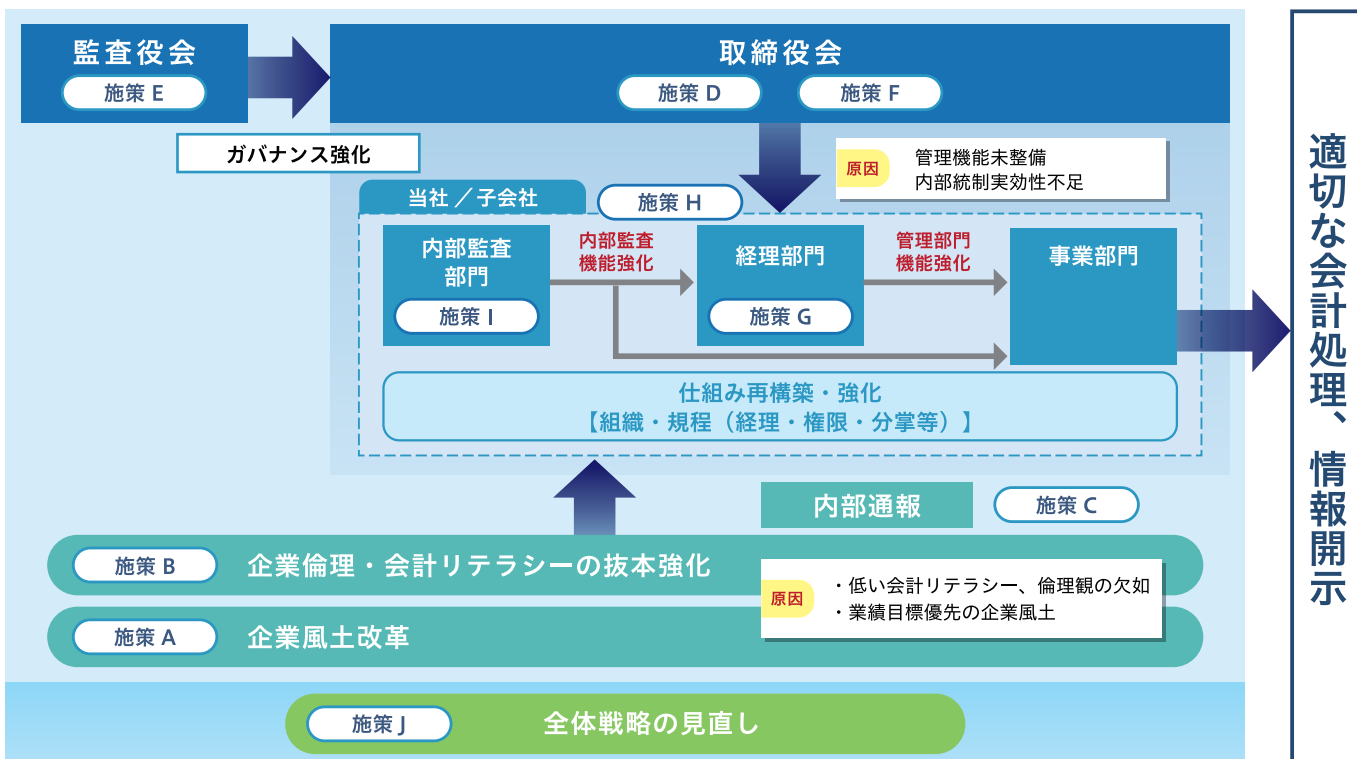
当社は、上記の4項目を柱とする再発防止策の実行を、グループ一体となって推進し、経営の透明性と健全性を高め、社会的信頼の回復に全力を尽くしてまいります。

本不適切会計事案および再発防止策の詳細等につきましては、当社ウェブサイト内の特設ページに掲載しておりますので、ご参照ください。

<https://www.awi.co.jp/ja/company/management-reform.html>

再発防止策の全体像

(1) 企業風土改革	施策 A	・コンプライアンスを最重視し、「健全で風通しがよく、正しい行動を促す」企業風土に向けた抜本的改革
	施策 B	・適切な業績目標設定、過度な業績プレッシャーの排除、教育・研修の抜本強化
	施策 C	・内部通報制度の強化
(2) ガバナンス改革	施策 D	・取締役会の監督機能の強化
	施策 E	・監査役会の監査機能の強化
	施策 F	・指名・報酬委員会の役割強化
(3) 経営管理基盤、 内部統制の再構築	施策 G	・財務・経理機能の強化
	施策 H	・グループ全体を俯瞰した内部統制体制の整備
	施策 I	・内部監査機能の強化
(4) 全社戦略の見直し	施策 J	・事業ポートフォリオの見直し



株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

1. 議案の趣旨

現任取締役8名全員（うち社外取締役4名）は、本総会終結の時^{*1}をもって任期満了となります。当社は、このたびの不適切会計事案を踏まえ、経営に対する信頼を根底から揺るがした事実を、極めて重く、かつ厳粛に受け止めております。

本議案は、単なる任期満了に伴う改選ではなく、経営体制を白紙から見直し、当社の再生と信頼回復を実現するための抜本的な体制刷新を行うものであります。

取締役会の監督機能を実効性あるものへと再構築するため、社内取締役を1名減員し、社外取締役を1名増員することにより、社外取締役が過半数を占める体制へ移行する方針の下、取締役候補者8名（うち社外取締役候補者5名^{*2}）の選任をお願いするものであります。

※1 現任取締役8名全員の退任時期および選任をお願いする取締役8名全員の就任時期は、本総会の休会の時（2026年6月29日の審議終了時）となります。

※2 社外取締役候補者5名のうち、3名は新任の候補者となります。

2. 取締役候補者選定の経緯

当社は、不適切会計事案の発生を契機として、従来の経営体制や意思決定プロセスに内在していた課題を自ら検証し、取締役候補者の選定についても一切の前提を置くことなく、社内外を問わず白紙から再検討を行いました。取締役候補者の選定プロセスといたしましては、指名・報酬委員会^{*1}が特別調査委員会^{*2}の最終報告書および責任査定委員会^{*3}の評価結果を踏まえつつ、社内外の候補者との複数回にわたる面談および慎重な審議を重ね、取締役会へ答申いたしました。取締役会ではその答申を受け、当社グループの再生に資する最適な取締役会の構成について検討・議論を行い、最終的な候補者を決定いたしました。

※1 指名・報酬委員会委員長：社外取締役芳賀裕子氏

委員：社外取締役松井隆雄氏、社外監査役林醇氏の計3名で構成

※2 外部の独立した有識者（弁護士2名および公認会計士1名）計3名で構成

※3 責任査定委員会委員長：社外監査役林醇氏

委員：社外取締役松井隆雄氏、社外取締役千歳喜弘氏、外部の独立した有識者（弁護士2名）の計5名で構成

3. 取締役候補者選定の判断基準

上記の選定プロセスの下で、取締役候補者の選定においては、以下の観点を特に重視し、決定しております。

(1) 内部統制の抜本的強化と不正の再発防止を確実に遂行できるか。

財務報告の信頼性確保を含め、内部統制体制の再構築を強力に推進し、その実効性を監督できる知見と経験を備えていること。

(2) 厳しい経営環境の下であっても、当社の将来成長を描き切ることができるか。

現下の事業環境および経営課題を踏まえ、当社の再生と中長期的成長を両立させる戦略構想力と実行力を有すること。

(3) 独立した立場から経営を監督し、必要な牽制を躊躇なく発揮できるか。

社内論理にとらわれることなく、第三者的かつ客観的な視点から、必要な指摘・是正を躊躇なく行えること。

さらに、上記3つの観点に加え、「この有事において責任と覚悟をもって当社の再生に真正面から向き合うことができる人物であるか。」を最も重要な判断基準としております。

なお、社内取締役については、管掌領域を「全般」、「管理」、「事業」の3領域に区分し、それぞれの役割と監督責任を明確化するとともに、各領域に求められる専門性と経験を踏まえた適切な人材を配置することを基本としております。

また、社外取締役については、当社取締役会に不足する専門性を補完するとともに、実効性の高い監督体制を構築する観点から、専門性と独立性に加え、当社経営に関与できる時間および、上場他社での社外役員経験を重視して選定しております。

本議案は、当社の現状認識を踏まえ、経営のあり方そのものを抜本的に見直し、再び社会から信頼される企業へと再生するための出発点となるものです。

今回の体制刷新により、取締役会自らが率先して変革に取り組み、具体的な行動と成果をもって信頼回復を図ってまいります所存であります。

つきましては、その実現に向け、当社として最適と判断した取締役候補者の選任につき、ご承認をお願い申し上げます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 / 属性	性別	現在の当社における地位等	取締役会への出席状況
1	せん ざい よし ひろ 千 歳 喜 弘 再任	男性	社外取締役 取締役会議長	28/28 回
2	から と ゆう 唐 渡 有 新任	男性	専務執行役員 経理・財務統括責任者	—
3	にし むら ひろ かず 西 村 浩 和 新任	男性	常務執行役員	—
4	は が ゆう こ 芳 賀 裕 子 再任 社外 独立	女性	社外取締役	27/28 回
5	Rochelle Kopp ロッシェル・カップ 再任 社外 独立	女性	社外取締役	24/25 回
6	か とう み き ひこ 加 藤 三紀彦 新任 社外 独立	男性		—
7	まつ した みつ とし 松 下 満 俊 新任 社外 独立	男性		—
8	かわ さき しん いち 川 崎 真 一 新任 社外 独立	男性		—

新任 …新任取締役候補者 再任 …再任取締役候補者 社外 …社外取締役候補者 独立 …証券取引所届出独立役員

候補者番号

1

せんざい よしひろ
千歳 喜弘

(1948年4月2日生)

所有する当社の株式の数

13,090株

取締役会への出席状況

28/28回

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

- 1971年 4月 日立マクセル(株) [現 マクセル(株)] 入社
- 2011年 4月 同代表取締役社長
- 2016年 6月 同代表取締役会長
- 2017年10月 マクセルホールディングス(株)代表取締役会長およびマクセル(株)取締役会長
- 2021年 9月 (株)アイ・オー・データ機器社外取締役
- 2022年 6月 当社社外取締役 (現任)
- 2026年 1月 同取締役会議長 (現任)

取締役候補者とした理由等

千歳喜弘氏は、日立マクセル(株)[現 マクセル(株)]において技術者としての実績に加えて、代表取締役社長および会長を務め、また、他の会社の社外取締役に歴任するなど、企業経営に関して豊富な経験と高い見識を有しており、当社の社外取締役として、社内出身者にはない独自の観点から当社の経営全般に対する助言と監督を行っております。また、このたびの不適切会計事案を受け、内部統制の早期整備およびグループ全体を横断したガバナンス体制の高度化が求められる中、取締役会の実効性向上と監督機能の強化を図るため、同氏には、2026年1月より取締役会議長として、その取り組みを牽引しております。今後の信頼回復に向けて、当社の代表取締役に求められる責任と役割は極めて重大であると認識しています。こうした中、同氏は東京証券取引所プライム市場（現時点）の上場企業において、代表取締役社長を務めた経験を有しており、また当社の社外取締役として、当社グループの状況や課題にも深い理解を有していることから、これらを踏まえて判断し、同氏を全般管掌の取締役候補者としたしました。なお、本議案が承認可決されましたら、同氏は当社の代表取締役 社長執行役員に就任する予定です。

候補者番号

2

か ら と ゆ う
唐渡 有

(1953年6月3日生)

所有する当社の株式の数

65,737株

取締役会への出席状況

—

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

- 1977年 4月 住友金属工業(株) [現 日本製鉄(株)] 入社
- 1994年 6月 同鉄鋼総括部鉄鋼企画室長
- 2001年 6月 同エンジニアリング事業本部エンジニアリング総括部長
- 2004年 6月 同経理部長
- 2006年 6月 当社取締役経理部長兼シェアード・サービスセンター長
- 2009年 6月 同常務取締役コーポレート本社経営管理部長
- 2015年 6月 同専務取締役経営企画・管理担当
- 2017年 4月 同取締役副社長ケミカルカンパニー一長
- 2019年 4月 同取締役副社長北海道代表
- 2022年 6月 同副社長執行役員北海道代表
- 2023年 6月 同北海道代表
- 2026年 1月 同専務執行役員連結管理室長兼北海道代表
- 2026年 3月 同専務執行役員経理・財務統括責任者 (現任)

取締役候補者とした理由等

唐渡有氏は、住友金属工業(株) [現 日本製鉄(株)] において鉄鋼企画・エンジニアリング部門の要職を経て経理部長を務めたほか、2006年の当社入社後も経理部長や経営管理部門担当の常務取締役等を歴任し、2017年まで財務・会計および経営管理の中枢を担ってきました。また、2019年から当社取締役副社長として北海道代表の役割を担い、地域行政や経済団体との連携強化を図るとともに、北海道における当社グループの多様な事業展開を牽引してきました。このたびの不適切会計事案の判明後は、専務執行役員として経理・財務統括責任者に就任し、監査対応を含む管理体制の強化ならびに内部統制システムの再構築を主導しております。上記のことから、今後のグループ全体を横断したガバナンス体制の強化および不適切会計に係る再発防止策の着実な推進において、重要な役割を果たすものと判断しており、管理部門管掌の取締役候補者いたしました。なお、本議案が承認可決されましたら、同氏は当社の代表取締役 副社長執行役員に就任する予定です。

候補者番号

3

にしむら ひろかず
西村 浩和

(1968年5月26日生)

所有する当社の株式の数

7,672株

取締役会への出席状況

—

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

- 1991年 4月 (株)ほくさん [現 当社] 入社
- 2010年 4月 中国エア・ウォーター(株)広島支店長
- 2013年 4月 中・四国エア・ウォーター(株)取締役広島支店長
- 2014年 6月 当社中・四国支社長、中・四国エア・ウォーター(株)代表取締役社長
- 2016年 4月 当社執行役員中・四国支社長、中・四国エア・ウォーター(株)代表取締役社長
- 2019年 4月 当社グループ執行役員中部エア・ウォーター(株)代表取締役社長
- 2020年10月 エア・ウォーター東日本(株)常務執行役員中部支社長
- 2023年 6月 当社グループ執行役員エア・ウォーター東日本(株)代表取締役社長
- 2025年 4月 当社常務執行役員エネルギーソリューショングループグリーンイノベーションユニット長、エア・ウォーター・グリーンデザイン(株)代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由等

西村浩和氏は、主に産業ガス事業・医療事業において要職を務め、顧客基盤の強化および収益力の向上に寄与するとともに、当社グループの多様な事業を担う地域事業会社の代表取締役社長を歴任しました。また、2025年4月に当社常務執行役員に就任し、脱炭素をはじめとする社会課題の解決と企業価値向上の両立に向け、クリーンエネルギー分野の新事業を牽引しております。同氏は、営業部門で培った顧客視点と交渉力に加え、地域事業会社の代表者としての経営経験を有しており、当社グループ全体の事業を俯瞰する広い視野を備えております。当社の将来のあるべき姿を描き、その実現に向けた取り組みを着実に推進するとともに、現場に精通した知見を活かし産業ガスをコア事業とした成長戦略の策定および実行に貢献できるとの判断しており、事業部門管掌の取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

は が ゆ う こ
芳賀 裕子

(1955年12月8日生)

所有する当社の株式の数

1,249株

取締役会への出席状況

27/28回

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

- 1989年 4月 プライスウォーターハウスコンサルタント(株)
戦略コンサルティンググループシニアコンサルタント
- 1991年 4月 芳賀経営コンサルティング事務所代表 (現任)
- 2017年 4月 名古屋商科大学大学院NUCBビジネススクール准教授
- 2019年 3月 協和発酵キリン(株) [現 協和キリン(株)] 社外取締役
- 2020年 4月 名古屋商科大学大学院NUCBビジネススクール教授 (現任)
- 2020年 6月 ミネベアミツミ(株)社外取締役 (現任)
- 2024年 6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

芳賀経営コンサルティング事務所代表、名古屋商科大学大学院NUCBビジネススクール教授、ミネベアミツミ(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

芳賀裕子氏は、企業戦略の研究者としてM&Aやコーポレート・ガバナンス等に関する専門的な見識を有していることに加えて、経営コンサルタントとして培われた豊富な経験ならびに専門機関における実践的な研修等で得た高い見識を有しており、これらを当社経営に活かしていただけるものと考え、社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏には2024年12月から指名・報酬委員会の委員長に就任いただいております。同委員長就任以降、不適切会計事案の判明以前からコーポレート・ガバナンスの改革を踏まえた委員会機能の高度化を目的に、取締役選任プロセスや評価制度の明確化、責任と役割を明確にした報酬制度の再検討等を進めていただきました。今後も当社の経営全般に対する助言と監督機能を発揮していただき、当社取締役会の実効性向上に寄与していただけるものと期待しております。以上の理由により、同氏は社外取締役候補者として適任であると考えております。

候補者番号

5

Rochelle

Kopp

ロッシェル・カップ

(1964年6月29日生)

所有する当社の株式の数

0株

取締役会への出席状況

24/25回

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

- 1986年 6月 ZS Associates, Inc. ビジネスアナリスト
- 1987年 6月 同シニア・ビジネスアナリスト
- 1988年 8月 安田信託銀行(株) [現 みずほ信託銀行(株)] 国際広報スペシャリスト
- 1992年 10月 IPC Group, Inc. コンサルタント
- 1994年 7月 Japan Intercultural Consulting マネージングプリンシパル (社長) (現任)
- 2019年 4月 北九州市立大学外国語学部教授
- 2020年 6月 MS&AD インシュアランスグループホールディングス(株) 社外取締役 (現任)
- 2021年 4月 (株) ライトワークス 社外取締役
- 2021年 4月 昭和女子大学グローバルビジネス学部ビジネスデザイン学科客員教授 (現任)
- 2025年 6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

Japan Intercultural Consulting マネージングプリンシパル (社長)
MS&AD インシュアランスグループホールディングス(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

ロッシェル・カップ氏は、異文化理解やグローバルな視点を有していることに加えて、日本および米国における経営コンサルタントとして培われた豊富な経験と高い見識を有しており、これらを経営に活かしていただけるものと考え、当社の社外取締役として適任であると判断しております。社内出身者にはない独自の視点ならびに専門機関における実践的な研修等を通じて培われた豊富な経験と高い見識を活かして、今後も当社の経営全般に対する助言と監督機能を発揮していただき、当社取締役会の実効性向上に寄与していただけるものと期待しております。以上の理由により、同氏は社外取締役候補者として適任であると考えしております。

候補者番号

6

かとう みきひこ
加藤 三紀彦

(1962年8月18日生)

所有する当社の株式の数
取締役会への出席状況

100株
—

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

- 1985年 4月 日本特殊陶業(株)入社
- 1998年 5月 米国特殊陶業(株)Controller
- 2000年 5月 同CFO
- 2012年 8月 ブラジル特殊陶業(有)社長
- 2015年 10月 日本特殊陶業(株)経営企画部長
- 2016年 4月 同執行役員経営企画部長
- 2017年 6月 同取締役執行役員経営戦略本部長
- 2019年 4月 同取締役上席執行役員経営戦略本部長
- 2022年 6月 同取締役常勤監査等委員
- 2024年 6月 同顧問 (現任)
- 2025年 7月 (株)ヨコタエンタープライズ顧問 (現任)

重要な兼職の状況

日本特殊陶業(株)顧問、(株)ヨコタエンタープライズ顧問

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

加藤三紀彦氏は、日本特殊陶業(株)において米国子会社のController・CFOを歴任し、ブラジル子会社社長として海外事業の経営を担うなど、グローバルな財務および経営に関する豊富な経験を有しております。さらに、同社の本社において経営企画部長および経営戦略本部長を務め、経営戦略の立案・推進に携わるとともに、取締役常勤監査等委員として経営監督の経験も有しております。これらの経験を踏まえ、財務・会計および経営戦略の両面から当社グループのガバナンスおよび内部統制の高度化ならびに再発防止策の実効性確保において重要な役割を果たしていただけるものと期待しております。以上の理由により、同氏は社外取締役候補者として適任であると考えております。

候補者番号



まつした みつとし
松下 満俊

(1970年10月3日生)

所有する当社の株式の数

取締役会への出席状況

0株

—

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

1997年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）梶谷総合法律事務所入所（現任）

2016年 6月 パシフィックシステム(株)社外監査役（現任）

2017年 6月 (株)ツムラ社外取締役監査等委員

重要な兼職の状況

梶谷総合法律事務所 弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松下満俊氏は、会社法務に精通した弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しております。また、東京証券取引所プライム市場（現時点）に上場する企業において社外取締役監査等委員を、同スタンダード市場に上場していた企業において社外監査役を務めるなど、企業経営の監督に関する十分な知見を備えております。なお、同氏は過去に会社の経営に直接関与されたことはありませんが、その豊富な経験と高い見識を活かし、社内出身者とは異なる独立した視点から当社の経営全般に対する有益な助言と監督機能を発揮いただけるものと期待しております。以上の理由により、同氏は社外取締役候補者として適任であると考えております。

候補者番号

8

かわさき しんいち
川崎 真一

(1964年2月5日生)

所有する当社の株式の数
取締役会への出席状況

0株
—

再任

新任

社外

独立



略歴、地位および担当

- 1989年 4月 大阪ガス(株)入社
- 2013年 4月 大阪ガスケミカル(株)執行役員ファイン材料事業部長
- 2016年 4月 大阪ガス(株)エネルギー技術研究所長
- 2019年 4月 (株)K R I 取締役常務執行役員
- 2020年 4月 同代表取締役社長
- 2024年 6月 (一財)大阪科学技術センター常務理事 (現任)

重要な兼職の状況

(一財)大阪科学技術センター常務理事

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

川崎真一氏は、大阪ガス(株)において新技術研究所等でガス・エネルギー分野、材料分野の研究開発および事業化に従事した後、エネルギー技術研究所長として技術戦略の中枢を担うなど、研究開発から実装・事業化までを一貫して推進してきた実績を有しております。さらに、(株)K R Iの代表取締役社長として研究開発事業の経営を担い、技術と経営の双方の視点から組織を牽引してこられました。当社グループが求めるガス・エネルギー分野の技術の専門性を背景に、成長戦略および既存事業に対し、技術面から客観的な検証と適切な助言を行い、当社取締役会の機能を一層強化していただけるものと期待しております。以上の理由により、同氏は社外取締役候補者として適任であると考えております。

-
- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 芳賀裕子、ロッシェル・カップ、加藤三紀彦、松下満俊および川崎真一の各氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は芳賀裕子およびロッシェル・カップの両氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しており、本議案において両氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、本議案において加藤三紀彦、松下満俊および川崎真一の各氏の選任が承認可決された場合には、当社は各氏との間に、上記と同様の内容の契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各取締役候補者の選任が承認可決された場合には、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としておりますが、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
 5. 芳賀裕子氏は、2024年6月から当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会の休会の時(2026年6月29日の審議終了時)をもって2年間となります。
 6. ロッシェル・カップ氏は、2025年6月から当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会の休会の時(2026年6月29日の審議終了時)をもって1年間となります。
 7. 芳賀裕子およびロッシェル・カップの両氏は、東京・札幌両証券取引所および当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準を満たすことから、本議案において両氏の選任が承認可決された場合には、引き続き両氏を当社が上場している両取引所に独立役員として届け出る予定であります。また、本議案において加藤三紀彦、松下満俊および川崎真一の各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は、東京・札幌両証券取引所および当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準を満たすことから、新たに各氏を両取引所に独立役員として届け出る予定であります。
 8. 芳賀裕子氏が代表を務める芳賀経営コンサルティング事務所と当社の間には、2024年6月まで業務委託契約を締結しておりましたが、当該契約に係る対価は年間500万円未満で、当社の連結売上高の1%未満であり、同氏の独立性に問題はないと判断しております。なお、現時点においては、契約関係はありません。
 9. 芳賀裕子氏の戸籍上の氏名は林裕子であります。
 10. ロッシェル・カップ氏が社長を務めるJapan Intercultural Consultingと当社との間には取引はなく、同氏の独立性に問題はないものと判断しております。
 11. 芳賀裕子およびロッシェル・カップの両氏が当社社外取締役在任中に、当社および複数の当社グループ会社において、在庫等に関する不適切な会計処理事案が判明いたしました。両氏は当該事案の判明前より取締役会等において当社経営を客観的に監督し、法令順守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。当該事案判明後においては、法令順守、内部統制の強化について意見を述べるとともに、再発防止策の実施状況を監督するなど、適切にその職務を遂行しております。なお、芳賀裕子氏は平素より指名・報酬委員会の委員長として、当社の役員人事および報酬決定プロセスの透明性・客観性を確保する観点から、指名・報酬委員会の審議を主導し、取締役会に対して必要な提言を行っております。同氏は、当該事案判明後においては前述に加え、再発防止に向けた実効性あるガバナンス体制の構築に資するよう、役員の評価・指名および報酬に係る議論を適切に主導し、職責を果たしております。
 12. 加藤三紀彦氏は2026年6月30日に㈱ヨコタエンタープライズ顧問を退任する予定です。
 13. 加藤三紀彦氏が顧問を務める日本特殊陶業㈱と当社グループの間には取引関係がありますが、当該取引額の割合は、過去3事業年度のいずれにおいても当社の連結売上高の1%未満であり、同氏の独立性に問題はないと判断しております。
 14. 松下満俊氏は2026年6月19日開催予定のパシフィックシステム㈱定時株主総会終結の時をもって、同社の社外監査役を退任する予定です。
 15. 所有する当社の株式の数には、当社グループの役員持株会における本人の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

第2号議案 監査役4名選任の件

監査役安藤勇治、山田健二および林信夫の各氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されます。つきましては、各氏の補欠として監査役3名の選任とともに、監査体制の充実・強化を図るため、監査役1名の増員と合わせ、監査役4名の選任をお願いするものであります。本議案における候補者は、このたびの不適切会計事案を踏まえ、監査役会および監査役による監督、監査機能・体制を強化する観点から、財務・会計・ガバナンスに関する豊富な知見、経験を有する者を候補者としております。

なお、監査役候補者の森誠治、吉田康晃および岩崎淳の各氏は、辞任する監査役3名の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、辞任する監査役の任期が満了すべき時までとなります。

本議案が承認可決されますと、監査役は5名から6名となります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

※辞任される監査役3名の退任時期および選任をお願いする監査役4名の就任時期は、本総会の休会の時（2026年6月29日の審議終了時）となります。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 / 属性	性別	現在の当社における地位等	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況
1	もり せい じ 新任	男性	理事	—	—
2	よし だ やす あき 新任	男性		—	—
3	いわ さき あし 新任 社外 独立	男性		—	—
4	ひ ぐち たて し 新任 社外 独立	男性		—	—

新任 … 新任監査役候補者 社外 … 社外監査役候補者 独立 … 証券取引所届出独立役員

候補者番号

1

もり せいじ
森 誠治

(1969年10月2日生)

所有する当社の株式の数

8,670株

取締役会への出席状況

—

監査役会への出席状況

—

再任

新任

社外

独立



略歴および地位

- 1993年 4月 大同ほくさん(株) [現 当社] 入社
- 2017年 4月 同経営管理部長
- 2018年 4月 同執行役員経営管理部長
- 2020年 4月 同執行役員経営企画部長
- 2020年 10月 エア・ウォーター東日本(株)常務執行役員事業企画部長
- 2023年 4月 当社常務執行役員財務戦略室長
- 2025年 10月 同理事内部監査室室長補佐
- 2026年 3月 同理事経理室長 (現任)

監査役候補者とした理由等

森誠治氏は、当社において経営計画の策定、業績管理、財務戦略の立案・遂行に携わるなど、経営管理および財務の分野において重要な役割を担ってまいりました。2017年には経営管理部長として管理会計制度の構築ならびに経営計画および業績管理を通じて全社的な経営管理を主導し、2020年には地域事業会社の常務執行役員事業企画部長に就任し、グループ会社の経営および事業企画に関する知見を深めております。2023年には財務戦略室長として当社グループの財務戦略、資本政策およびグループ各社の資金管理を統括してまいりました。同氏はこれらの業務経験を通じて、当社グループの事業および財政の状況を的確に把握してまいります。これらの経験および見識を踏まえ、当社の監査体制の強化に資する重要な役割を果たしていただけるものと考え、監査役候補者として適任であると判断しております。

候補者番号

2

よしだ やすあき

吉田 康晃

(1983年3月4日生)

所有する当社の株式の数

0株

取締役会への出席状況

—

監査役会への出席状況

—

再任

新任

社外

独立



略歴および地位

- 2008年12月 監査法人トーマツ〔現 有限責任監査法人トーマツ〕入所
- 2012年11月 公認会計士登録
- 2014年1月 川本産業(株)入社
- 2015年7月 同戦略企画本部部長
- 2018年4月 同執行役員マーケティング本部長
- 2019年1月 同執行役員経営企画室長
- 2019年11月 浙江川本衛生材料有限公司董事（現任）
- 2019年12月 ニシキ(株)取締役
- 2020年2月 (株)サカキL&Eワイズ取締役（現任）
- 2020年6月 川本産業(株)取締役執行役員管理統括兼経営企画室長
- 2022年6月 同常務取締役執行役員経営企画・管理統括兼経営企画室長兼内部監査室長
- 2023年1月 クロス工業(株)取締役（現任）
- 2023年7月 川本産業(株)常務取締役執行役員経営企画・管理統括兼経営企画室長兼管理本部長兼内部監査室長
- 2026年4月 同常務取締役執行役員経営企画・管理統括兼管理本部長兼社長室長兼内部監査室長兼人事総務部長（現任）

監査役候補者としての理由等

吉田康晃氏は、公認会計士としての会計に関する専門的知見を有しており、会計監査および業務監査を的確に遂行する能力を備えております。また、当社の子会社であり上場企業であった川本産業(株)において常務取締役を務めたほか、同社の子会社等において取締役を歴任するなど、企業経営に関する実務経験を有しております。こうした経験を通じて培った業務執行および経営実務に対する理解は、取締役の職務執行を実効的に監査するうえで大きく寄与するものと考えております。さらに、内部監査業務にも精通しており、法令等の遵守状況や内部統制の整備・運用状況を客観的な視点から検証し、その改善に向けた提言を行うなど、企業の健全な経営基盤の確立およびガバナンス体制の強化に貢献してまいりました。これらの専門性および経験を踏まえ、財務・会計および内部統制の観点から、当社の監査体制の強化に資する重要な役割を果たしてもらえらるものと考え、監査役候補者として適任であると判断しております。

候補者番号

3

いわさき

岩崎

(1959年1月9日生)

あつし

淳

所有する当社の株式の数

0株

取締役会への出席状況

—

監査役会への出席状況

—

再任

新任

社外

独立



略歴および地位

- 1990年11月 センチュリー監査法人〔現 EY新日本有限責任監査法人〕入所
- 1991年 3月 公認会計士登録
- 1997年 3月 不動産鑑定士登録
- 2005年 9月 岩崎公認会計士事務所所長（現任）
- 2013年 6月 井関農機(株)社外取締役（現任）
- 2015年 6月 日本ハム(株)社外監査役
- 2016年 6月 オリンパス(株)社外監査役
- 2024年 6月 日本化薬(株)社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

岩崎公認会計士事務所所長、井関農機(株)社外取締役、日本化薬(株)社外監査役

社外監査役候補者とした理由等

岩崎淳氏は、公認会計士としての専門性を有し、監査法人における長年の監査実務経験に加え、東京証券取引所プライム市場（現時点）に上場する複数の企業において社外監査役および社外取締役を歴任するなど、財務・会計および内部統制に関する豊富な経験と高度な専門的知見を有しております。また、岩崎公認会計士事務所の所長として独立した立場から多数の企業に関与してきた実績を有し、複合的なリスク評価および客観的かつ公正な監査判断を行う能力を備えております。なお、同氏は過去に会社の経営に直接関与されたことはありませんが、その経験と見識を踏まえ、当社の業務執行に対し独立した立場から適切な監督および監査を遂行していただくとともに、内部統制の強化およびコーポレート・ガバナンスの一層の充実に重要な役割を果たしていただけるものと考え、社外監査役候補者として適任であると判断しております。

候補者番号

4

ひぐち たてし
樋口 建史

(1953年4月11日生)

所有する当社の株式の数

取締役会への出席状況

監査役会への出席状況

0株

—

—

再任

新任

社外

独立



略歴および地位

- 1978年 4月 警察庁入庁
- 1999年 3月 和歌山県警察本部長
- 2003年 2月 警察庁刑事局刑事企画課長
- 2005年 9月 北海道警察本部長
- 2007年 8月 警察庁官房政策評価審議官兼官房審議官
- 2008年 8月 警視庁警務部長
- 2009年 3月 警視庁副總監
- 2010年 1月 警察庁生活安全局長
- 2011年 8月 警視總監
- 2014年 4月 ミャンマー国駐劄特命全權大使
- 2018年 6月 第一三共(株)社外監査役
- 2019年 6月 三浦工業(株)社外取締役
- 2020年 6月 大成建設(株)社外監査役
- 2023年 11月 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議委員 (法務省所管)
- 2024年 12月 特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構理事長 (現任)

重要な兼職の状況

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構理事長

社外監査役候補者とした理由等

樋口建史氏は、長年にわたり警察行政に携わり行政機関等で要職を歴任され、警視總監や警察庁生活安全局長等として我が国の治安・法令遵守の確保に重要な役割を担うなど、危機管理およびコンプライアンスに関する高度な見識と豊富な経験を有しております。また、東京証券取引所プライム市場（現時点）に上場する複数の企業において社外監査役および社外取締役を務めた実績を有しております。なお、同氏は過去に会社の経営に直接関与されたことはありませんが、これらの経験と見識を踏まえ、当社の業務執行に対し独立した立場から適切な監督および監査を遂行していただくとともに、内部統制の強化およびコーポレート・ガバナンスの一層の充実に重要な役割を果たしていただけるものと考え、社外監査役候補者として適任であると判断しております。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田康晃氏は2026年6月26日に川本産業(株)常務取締役執行役員、浙江川本衛生材料有限公司董事、(株)サカキL&Eワイズ取締役、クロス工業(株)取締役を退任する予定です。
3. 岩崎淳および樋口建史の両氏は社外監査役候補者であります。
4. 本議案において各監査役候補者の選任が承認可決された場合には、当社は各監査役候補者との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各監査役候補者の選任が承認可決された場合には、各監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することになった争訟費用および損害賠償金を填補の対象としておりますが、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
6. 岩崎淳および樋口建史の両氏は、当社が上場している東京・札幌両証券取引所および当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準を満たすことから、本議案において両氏の選任が承認可決された場合には、新たに両氏を両取引所に独立役員として届け出る予定であります。
7. 岩崎淳氏は2013年6月より井関農機(株)の社外取締役を務めております。同社は2025年5月9日付で、公正取引委員会から下請法（現：中小受託取引適正化法）に基づく勧告を受けました。同氏は本事案の判明前には当該違反行為を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の徹底および内部統制システムの強化を含むガバナンス体制の強化等について発言を行ってまいりました。また、当該法令違反の事実判明後においては、原因究明および再発防止策等について必要な助言を行うなど、適切にその職責を果たしております。

ご参考 取締役・監査役のスキルマトリックス

当社は、取締役会を構成する取締役の多様性がその実効性を左右し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に大きな影響を与えるとの考えに基づき、取締役の知識・経験・能力など取締役会の構成のバランス・多様性のあり方について、指名・報酬委員会の答申を踏まえて取締役会で審議し、取締役・監査役に求められるスキルを特定のうえ、「スキルマトリックス」として公表しております。

当該スキルは、①企業経営・経営戦略、②財務・会計、③リスクマネジメント・法務・コンプライアンス、④技術・研究開発、⑤人的資本経営、⑥ESG（環境・社会・ガバナンス）・サステナビリティ、⑦グローバルの7つとしています。

取締役・監査役に必要なスキルとその概要

① 企業経営・経営戦略	企業経営における戦略立案・意思決定の経験
② 財務・会計	財務戦略・資本政策・経理会計に関する高度な知見
③ リスクマネジメント・法務・コンプライアンス	リスクマネジメント・法務・コンプライアンスに関する運用経験
④ 技術・研究開発	技術戦略・研究開発の企画・統括推進経験
⑤ 人的資本経営	人的資本経営・人材開発・組織開発・評価・報酬マネジメントの経験・知見
⑥ ESG（環境・社会・ガバナンス）・サステナビリティ	環境・社会・ガバナンス対応等サステナビリティ全般への経験・知見
⑦ グローバル	海外事業・国際経営の経験

第1号議案「取締役8名選任の件」、第2号議案「監査役4名選任の件」を原案通り承認可決いただいた場合、取締役・監査役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

	氏名 / 属性	性別	専門性・経験 (スキルマトリックス)						
			企業経営・ 経営戦略	財務・会計	リスクマネジメント ・法務・ コンプライアンス	技術・ 研究開発	人的資本 経営	ESG (環境・社会 ・ガバナンス)・ サステナビリティ	グローバル
取締役	社内	千歳 喜弘	●		●	●	●	●	
		唐渡 有	●	●	●			●	
		西村 浩和	●					●	
	社外	芳賀 裕子 独立	●				●	●	●
		ロッシェル・カップ 独立	●				●	●	●
		加藤三紀彦 独立	●	●			●	●	●
		松下 満俊 独立			●			●	
川崎 真一 独立	●			●	●	●			
監査役	社内/常勤	重藤 順子		●	●				
		森 誠治	●	●					
	社外/非常勤	吉田 康晃	●	●	●		●	●	
		林 醇 独立			●		●		
		岩崎 淳 独立		●				●	
		樋口 建史 独立			●		●		●

ご参考 社外役員の独立性に関する判断基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という。）又は社外役員候補者が、次の各要件のいずれにも該当しないと判断される場合には、当社に対し十分な独立性を有しているものと判断する。

- (1) 当社及び当社の子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者^{*1}又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者になったことがある者
- (2) 過去10年間に於いて当社グループの非業務執行取締役又は監査役になったことがある者については、その就任前の10年間に於いて当社グループの業務執行者になったことがある者
- (3) 当社グループを主要な取引先とする者^{*2}又はその業務執行者
- (4) 当社グループの主要な取引先である者^{*3}又はその業務執行者
- (5) 当社の主要株主（総議決権数の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者。以下同じ。）又はその業務執行者
- (6) 当社グループが主要株主となっている者の業務執行者
- (7) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- (8) 当社グループから役員報酬以外に、多額^{*4}の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等（当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (9) 当社グループから多額^{*4}の寄付又は助成を受けている者又はその業務執行者
- (10) 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員に就いている場合における当該他の会社又はその親会社もしくは子会社の業務執行者
- (11) 過去3年間に於いて上記（3）から（10）までのいずれかに該当していた者
- (12) 上記（1）から（11）までのいずれかに該当する者が重要な業務執行者^{*5}である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

但し、上記の各要件のいずれにも該当していない場合であっても、独立役員としての責務を果たせないと判断するに足る事情があるときには、当該社外役員を独立役員に指定しないことがある。

※1 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人等の業務を執行する者をいう。

※2 当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の過去3事業年度のいずれかにおいて年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。

※3 当社グループの主要な取引先である者とは、当社の過去3事業年度のいずれかにおいて年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループに行っている者、又は当社の直近事業年度末における連結総資産の2%以上を当社グループに融資している者をいう。

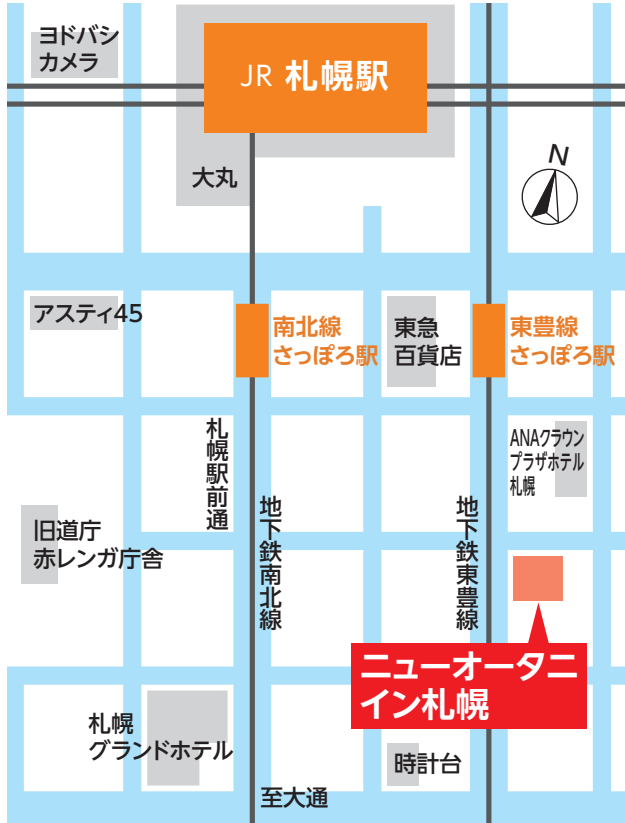
※4 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は当該団体の連結売上高もしくは総収入金額の2%に相当する額又は年間1,000万円のいずれか高い方であることをいう。

※5 重要な業務執行者とは、業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部門責任者等の重要な業務を執行する者をいう。

(注) 上記の「事業年度」は、個人の場合には、所得税の計算の対象となる年度と読み替える。

以上

株主総会会場ご案内図



会場

ニューオータニ札幌 2階 鶴の間

札幌市中央区北2条
西1丁目1-1

交通のご案内

- JR札幌駅より 徒歩8分
- 地下鉄東豊線さっぽろ駅より 徒歩3分
- 地下鉄南北線さっぽろ駅より 徒歩6分

※会場には駐車場の用意がございませんので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

地球の恵みを、社会の望みに。

 **エアウォーター株式会社**



環境に優しい「植物油インキ」
を使用しています。

 UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

